

社員総会運営規則及び、会員規則の一部変更について

・変更理由

1. 社員総会運営規則を実態に即した形に変更することで、柔軟な運営を可能にし業務の効率化を図る。
2. クリエイター会員が現状上手く運用出来ていないため、他の課題と合わせてDYESという新たな枠組みにクリエイター会員の役割を追加し、クリエイター会員は廃止とする。

社員総会運営規則変更箇所

変更箇所	変更前	変更後	変更点
第3条	総会を招集するには、代表理事は、総会の開催日の4週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない	総会を招集するには、代表理事は、総会の開催日の 1週間前 までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない	通知期限の変更

会員規則変更箇所

変更箇所	変更前	変更後	変更点
第2条	当法人の会員は、次の4種とする。 4. クリエイター会員 コンソーシアムの事業理念に共感し、連携して活動を行う職人又は工房・デザイナー等。社員総会における議決権は有さない。	当法人の会員は、次の 3種 とする。	クリエイター会員の削除
第5条2 6	2 準会員、賛助会員、クリエイター会員は、同条第6項に定める会費等を納入しなければならない。 6 会費および参加費用等は前納で支払うものとする。 （年会費） 2019年5月31日現在 【正 会 員】 年間費30万円 拠出金1口20万円 （現物出資可能） 県内企業1口以上、県外企業4口以上 【準 会 員】 年間費10万円 【クリエイター会員】年間費1万円	2 準会員、賛助会員は、同条第6項に定める会費等を納入しなければならない。 6 会費および参加費用等は前納で支払うものとする。 （年会費） 2019年5月31日現在 【正 会 員】 年間費30万円 拠出金1口20万円 （現物出資可能） 県内企業1口以上、県外企業4口以上 【準 会 員】 年間費10万円	クリエイター会員の削除